

補助金申請の手続きと交付までの流れ

申請受付期間

平成25年3月19日～平成26年2月28日

申請書類一式の提出

充電設備の設置検討を行い、見積書などを入手してから、申請書や必要書類をすべて揃えた上で、申請書類一式を郵便または特定信書便で一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）に送付してください。申請書等は「信書」に当たることから、郵便または特定信書便で送付をお願いします。

申請書類の送付先

〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-6-12 大手町建物虎ノ門ビル2階
一般社団法人次世代自動車振興センター

詳しい内容については、
下記へお問い合わせください。

一般社団法人 次世代自動車振興センター
Next Generation Vehicle Promotion Center

充電インフラ補助コールセンター
TEL: 03-5501-4412
(平日のみ 9:00～17:00)

補助金申請から交付までの流れ

センター 申請者

募 集

交付申請書類一式提出

審査・交付決定通知

設置工事実施

実績報告書一式提出

補助金額確定通知
補助金交付 振込み



分譲マンション用

EV/PHV充電設備 導入補助について

今なら1/2の費用で
充電設備が
設置できます!

- 申請期間
平成26年2月28日まで
- 工事期間
平成28年4月28日まで



一般社団法人 次世代自動車振興センター
Next Generation Vehicle Promotion Center

<http://www.cev-pc.or.jp/>

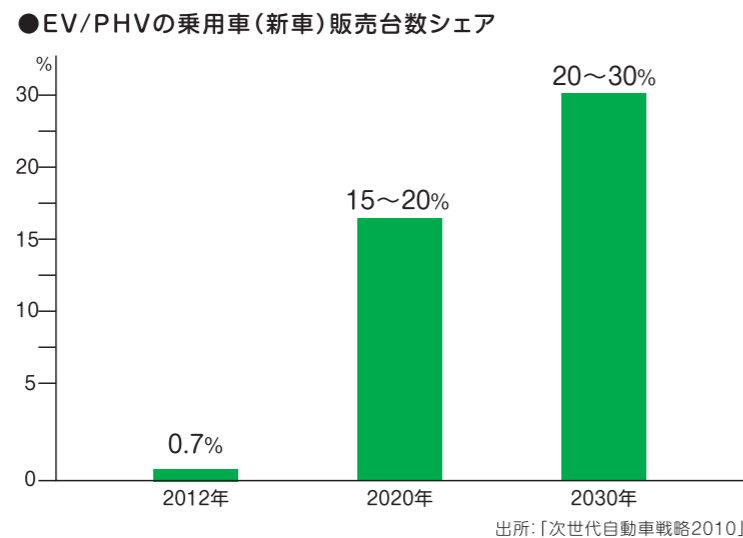


環境に優しくランニングコストもお得。 EV/PHVはさらに普及していきます。

EV/PHVは、2030年には新車販売の20～30%にまで普及。

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車(以下、それぞれEV、PHVという)は普及率が伸び続ける見込み。2030年の国の目標は20～30%です。

*補助金や税制優遇措置がある前提の目標値。



EV/PHVは、ガソリン車より月額で約9,000円もお得。

EV/PHVのランニングコストは月額約1,900円。月額約1万円ちょっとかかるガソリン車との差額は約9,000円にもなります。年間では100,000円以上もお得。CO₂の削減や大気汚染の低減にも貢献します。

1ヶ月に1,000km走行した場合

●ガソリン車 ランニングコスト 約10,900円/月

●EV/PHV ランニングコスト 約1,900円/月

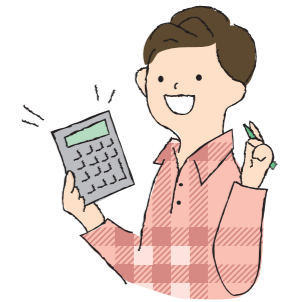
月額 約9,000円のお得!
年間 約108,000円のお得!

■ガソリン車とEV/PHVのランニングコストの比較は以下を条件としました。

◎走行距離:1,000km/月 ◎ガソリン代:155円/L ※資源エネルギー庁公開の給油所全国平均値を適用(2013年2月~4月の3ヶ月平均) ◎電気代:11.82円/kWh
※東京電力 時間帯別プラン 夜間電力を適用(2012年9月からの値上げ後は、その金額を適用)電気代は契約種別により異なります。◎ガソリン車燃費:14.18km/L
※日産ディーダのweb投稿データを適用(出典:carview「みんカラ」サイト 2012年7月26日時点) ◎電気自動車電費:6km/kWh ※現在の日本における電気自動車の公式値 ※PHVの場合はすべてEV走行した場合で算出しています。



補助金の対象が拡大した今こそ、 充電設備導入のチャンスです。



分譲マンションへの充電設備導入が1/2の費用でできます

平成24年度補正予算「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」でEV/PHV充電設備導入のための補助金が総計1,005億円計上され、充電設備が導入しやすくなりました。

充電器購入費 + 設置工事費 の1/2の費用を補助*

*マンション居住者の利用を対象とした場合。

充電器設置の費用はケースによって異なりますが、充電器購入費と工事費を合わせて50万円かかる場合なら、25万円で設置できることとなります。

●普通充電設備導入費用の例

◎充電器(ポールタイプ)	1台	150,000円
◎配線遮断器ほか電材及び雑材消耗品	1式	120,000円
◎充電器据付工事	1式	80,000円
◎配管・配線ほか関連工事	1式	80,000円
◎試験・検査	1式	20,000円
◎諸雑費	1式	50,000円

合計 500,000円

補助金適用で

250,000円

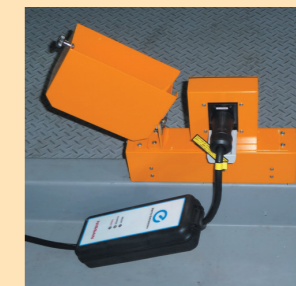
*費用は、マンションや設置条件などによって異なります。

補助対象の充電器(一例)

基本的には、本体とケーブルが一体となった「Mode3タイプ」が補助の対象です。ただし、機械式駐車場に設置する場合に限り、「コンセントタイプ」も補助対象になります。



Mode3タイプ



コンセントタイプ



お住まいの分譲マンションにも 充電設備が導入できます。



すでに分譲マンションにお住まいの方も、今回の補助金を利用して充電設備を導入することができます。充電器には、充電速度によって急速充電器と普通充電器があり、居住者用には導入費用や運用コストが安い普通充電設備がおすすめです。

分譲マンションにおける、充電設備導入の一般的な流れ



*普通充電器1台あたり約3kWの電気容量が必要となります。電気容量が不足している場合は、電力会社との契約変更や、それに伴う受電設備の見直しなどが必要となります。

いろいろなパターンを検討する

設置場所・種類・運用方法など、充電設備設置のパターンは多岐にわたります。

- 特定入居者に専用使用させるか、居住者で共同利用できるようにするか。
- EV/PHV所有者に対して充電設備を提供するか、EV/PHVカーシェアサービスを導入するか。
- 課金を行うか、行わないか。
☆課金を定額で行うのか、利用量に応じた課金にするのか。
- 充電設備の利用者を個別認証するのか。
- 充電設備に施錠を行うのか。

発生費用の負担者・負担方法の決定

どこまでの費用を誰が負担するかを決定する必要があります。まず、次のような大きな費用項目で負担者の整理を行い、詳細は費用の見積後に決定することになります。

初期費用
(設置費用)

利用者がすべて負担

幹線部分は管理組合で負担

管理組合がすべて負担

ランニングコスト
(管理費用、電気料金)

定額制

従量制

利用時間に応じた課金

消費電力に応じた課金

※定額制の場合、1ヶ月の利用料は1,000円~2,000円程度が一般的で、その都度料金を徴収する手間がかかりません。一方、従量制の場合、使用電力量を計測するメーターを設置する費用や、電気料金の徴収などの手間がかかります。

複数台充電が可能な充電器や、ランニングコストをおさえられる充電器もあります。

将来、EV/PHVの台数が増えることも予想されます。そのような場合を想定して、複数のコンセントを装備できる充電器や、電力使用を自動でコントロール(デマンドコントロール)し、ランニングコストをおさえることができるタイプの充電器などもお選びいただけます。



デマンドコントロールタイプ

すでに多くの分譲マンションで 充電設備が導入・運営されています。



今後、EV/PHVの普及が進むことが想定され、分譲マンションでもEV/PHVを利用しやすい環境を整え始めています。まだ導入事例は少ないものの、実証実験や補助金活用事例が存在します。その代表的な例を紹介します。

分譲マンションにおける導入事例① 共同利用

導入した背景・経緯

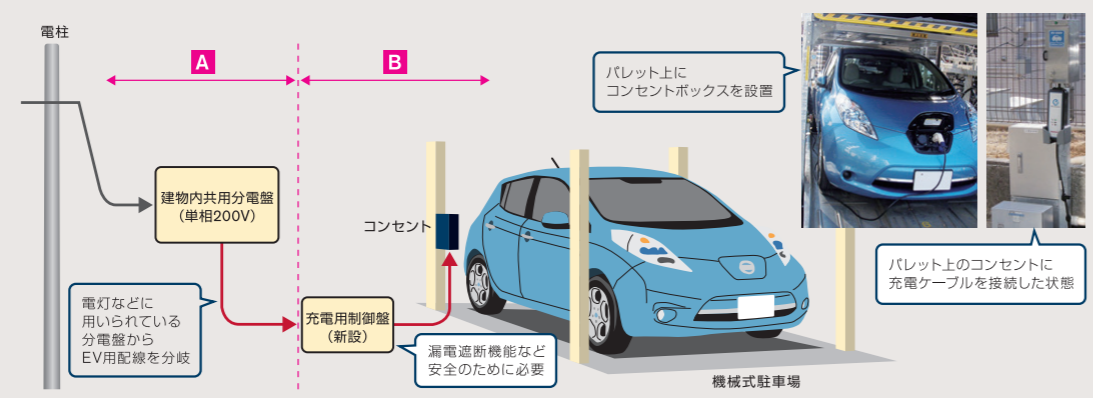
- 空き区画となっていた駐車場を利用し、居住者の利便性向上を目指して大規模修繕に組み込んだ。居住者の公平性の観点から入居者全員が利用する権利を持つかたちで共用できる運用形態にした。

運用方法

- 導入費用は70万円。共用部分の幹線工事費用35万円は管理組合が負担、それ以外の充電器本体などは利用者が負担。
- 利用者負担の35万円については、最初管理組合が負担し、その後利用者から分割して徴収。

利用者のメリット

- 複数の利用者で費用を分担するため、一人一人の費用負担が少なくて済む。



A 共用分電盤～充電用制御盤：共用部分
B 充電用制御盤～充電器：共用部の専用使用部分
 上記の判断から、70万円を均等に2つに分けて、**A**については管理組合、**B**については利用者(受益者)負担の概念を導入(導入工事費用)。
 →形式上は、全額管理組合が工事費を負担。ランニングによる徴収に基づき施設利用料で均等に分けた半分を償却年数で徴収する考え方(35万円÷運用台数÷償却年数)で定額料金を決定。

出所：日産自動車、大京プレスリリース、HP資料を基に作成

分譲マンションにおける導入事例② 専用利用

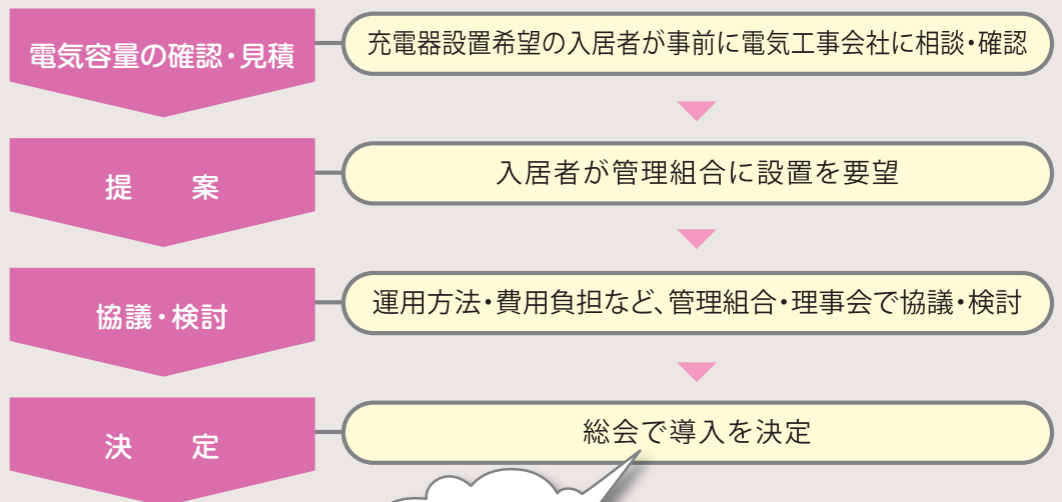
導入した背景・経緯

- 入居者自身がEV/PHVを購入したいと考え、電気工事会社などに相談しながら充電スペースの選定や施工費用の見積、電気容量の確認を行った。その上で管理組合に設置を働きかけた。

運用方法

- 契約駐車場(専用利用の駐車場)に充電設備を設置。
- 利用者の走行距離から算定した電気料を定額利用料として駐車場契約料に上乗せ(充電器利用料として、駐車場利用料とは別に回収することも可能)。
- 設置工事費用についても、駐車場契約料に上乗せして利用者が分割で支払う。

導入決定までのプロセス



普通決議で決定！*

* 建物の構造や工事の内容によって、決議内容は変わります。建物の形状又は効用の著しい変更を伴わない場合は、普通決議ですが、著しい変更を伴う場合には、特別決議となります。

出所：ヒアリング及び公開資料を基に作成